

会 議 録

会議の名称	令和2年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公関係
開催日時	令和2年10月15日（木） 午後6時00分～午後8時10分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開会 2 市長からの報告事項 3 令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について 4 個人情報保有等届出状況の報告について 5 諮問事項 6 その他
会議結果	別紙のとおり
発言内容・発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

令和2年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 令和2年10月15日（木）午後6時0分から午後8時10分

2 場 所 第二庁舎801会議室

3 内 容

(1) 令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会の会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

- ① 小金井市パートナーシップ宣誓制度に係る事務
- ② 職員給与支給業務
- ③ 職員給与支給業務変更届出
- ④ 職員給与支給業務廃止届出
- ⑤ 戸籍関係業務変更届出
- ⑥ 住民基本台帳関係業務変更届出
- ⑦ 事業継続支援給付金支給業務
- ⑧ こがねい事業者応援金支給業務
- ⑨ 感染症感染拡大予防業務（ごみ対策課）
- ⑩ 小金井市新生児特別定額給付金給付関連事務
- ⑪ 健康課関係会議、審議会等の傍聴に関する事務
- ⑫ ロタウイルス感染症予防接種事業
- ⑬ 小金井市がん検診事業助成金交付事業
- ⑭ 小金井市新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業
- ⑮ 養育支援訪問事業変更届出
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症感染拡大予防業務（まちづくり推進課）
- ⑰ 学校教職員人事管理
- ⑱ 感染症感染拡大予防業務（図書館）

(3) 諮問事項

諮問第22号 人事・給与システムについて

諮問第23号 国税・地方税電子申告システムについて

諮問第24号 国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について

諮問第25号 戸籍情報システムについて

- 諮問第26号 戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について
 諮問第27号 戸籍クラウドサービス構築委託について
 諮問第28号 戸籍クラウドサービス管理委託について
 諮問第29号 病児・病後児保育事業委託について
 諮問第30号 小金井市立学校教員出退勤管理システムについて
 諮問第31号 小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について
 諮問第32号 小金井市小中学校連合作品展受付業務委託について

(4) その他

- ア 令和元年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
 イ 次回の日程について

4 出席者

【会 長】

仮野 忠 男

【委 員】

井 口 尚 志	川 井 康 晴	白 石 孝	多 田 岳 人
立 川 明	寺 島 麻 希	中 澤 武 久	本 多 龍 雄
町 田 博 司			

【市 側】

西岡市長

加藤総務部長

<職員課>

内野職員課長

北村給与厚生係長

<市民課>

加藤市民課長

井上市民係長

鈴木戸籍係長

<保育課>

平岡保育政策担当課長

松本保育係主任

<学務課>

河田学務課長

森谷学務係長

<指導室>

浜田指導室長

川口教職員係長

<情報システム課>

今井情報システム課長

<総務課>

高橋総務課長

古田土情報公関係主事

郷古指導係長

越指導係主任

中村情報公関係長

【傍聴者】

1名

【仮野会長】

こんばんは。今日もよろしく申し上げます。

それでは、ただいまから、令和2年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の欠席等の御連絡をしたいと思います。本日、松行彬子委員が急用により御欠席と連絡を受けました。審議会条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席はありますので、本会議は成立しております。

次に、令和2年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について行います。お手元に資料が配付されておりますが、訂正部分につきまして事務局より説明がございますので、よろしく申し上げます。

【総務課長】

それでは、会議録の訂正でございます。令和2年度第2回会議録につきましては、委員修正後の内容で会議録の全ページを印刷し直したものを、机上に置かせていただきました。

今回は、仮野会長、川井委員、寺島委員、中澤委員から、複数の箇所について御指摘がありました。訂正のあったページは、8ページ、11ページ、14ページ、39ページ、40ページ、41ページ、42ページ、44ページ、45ページ、47ページ、48ページと、全部で11ページにわたり、該当箇所には下線を引いてあります。

【仮野会長】

ただいま事務局から説明がございましたが、ほかに訂正等がございますか。訂正等はないようですので、これを認め承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

【市長】

情報公開・個人情報保護審議会の報告・諮問事項でございます。

初めに、報告事項について。小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。今回、御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが14件、届出変更に関するものが7件、届出廃止に関するものが1件となります。

次に、諮問事項について。今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第14条に基づく「人事・給与システムについて」、「国税・地方税電子申告システムについて」、「戸籍情報システムについて」、「小金井市立学校教員出退勤管理システ

ムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について」、「戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について」、「小金井市立学校における携帯型情報端末のオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「戸籍クラウドサービス構築委託について」、「戸籍クラウドサービス管理委託について」、「病児・病後児保育事業委託について」、「小金井市小中学校連合作品展受付業務委託について」の合計11件となっております。

細部につきましては、事務局を通して説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、8月24日付でいただきました建議につきましては、内容を真摯に受け止め対応してまいりますので、よろしくお願いいたします。

【総務課長】

市長はこの後、他の公務がございますので、ここで退席させていただきます。
(市長退席)

【仮野会長】

今、市長から、最後に、我々の建議についてしっかりと対応するとおっしゃいましたので、よろしくお願いしたいと思っております。

それでは、審議に入ります。その前に事務局からの説明を受けたいと思います。その後、委員会の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進めたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により御報告いたします。

1ページを御覧ください。今回の届出は、開始14件、廃止1件、変更7件でございます。2ページには、部課別の明細となります。3ページから4ページはその内訳で、備考にもある案件番号は、本日の順序の番号でございます。なお、諮問のみの案件もございますので、順序につきましては目次を御覧ください。

また、前回に引き続きまして、今回も感染症対策の一環として、なるべく出席者同士の接触機会を少なくするために、案件の進行につきましても、従来の進め方である届出報告のみの案件と諮問を含む案件とを分けることなく、市の組織順に各課の案件を御審議いただく形で進行させていただきたくよろしくお願い申し上げます。

なお、届出報告のみの案件につきましては、担当課の出席を省略させていただいておりますが、委員より御質問等ありましたら事務局から担当課へ伝達し、後日、回答内容を委員へ御報告させていただく形をとらせていただければと思います。

最後に、今回の案件について、委員の皆様より事前にいただいた質問等につきましては、その質疑内容についてまとめた資料をお手元に配付しておりますので、そちらも御覧ください。

【仮野会長】

総務課長から説明がありましたが、本日は審議案件も多くございます。それはそれとして、この回答について、特に御発言なり質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。もし質問が今なくても、今後また質問を思いついたという場合、案件のときに言っていただくと。皆さん、それでよろしいでしょうか。

それでは、案件についての説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、6ページを御覧ください。「案件1 小金井市パートナーシップ宣誓制度に係る事務について」、企画政策課男女共同参画室の案件でございます。

令和2年10月20日より、小金井市パートナーシップ宣誓制度に係る事務を開始いたします。

本制度は、多様な性への理解を進め、性的少数者への理解を促進し、人が人として、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指すことを目的とし、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、または継続して共同生活を行うことを約した、一方または双方が性的少数者である2人が、市長に対し双方がパートナーであることを誓い、市長が要件を満たしていると認めるときに宣誓書受領証等を交付するものです。本制度に係る様式を保管するため、保有開始届出をいたします。

7ページを御覧ください。届出番号01-46でございます。個人情報の内容は8ページの表のとおりです。9ページから13ページに様式、14ページから16ページには、本件事業の要綱案を参考資料として付けております。

なお、本案件につきましては、川井委員、寺島委員、中澤委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

川井委員たち3人から事前質問があったわけですが、これと併せて、なお質問

がある方はどうぞ。

【井口委員】

10ページで枠の中に、第3条第2号で「成人であること」とありますが、この成人というのは今現在20歳ということだと思いましたが、2022年に18歳に。そうすると、これは年齢的にもその時点では18歳になるということですか。

【総務課長】

現状でそこまで要綱等へ書き込んでいるわけではなく、委員のおっしゃるよう二十歳に合わせたものになっているところです。今後のことについては、また担当課のほうに尋ねてみたいと思います。

【井口委員】

成人とあるから、民法上の成人ですね。ですから、民法で18歳になれば自動的に18歳に変わるという理解でよろしいですか。

【総務課長】

現状のものではそうなってしまうのかなと思いますが、そのときにはどう考えるかというのは、また担当課に考え方を聞いてみたいと思います。

【仮野会長】

確認した結果は、いつ説明を我々は受けることができますか。

【総務課長】

会議録をお送りするときに同封させていただくことになっています。

【仮野会長】

それでいいですか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

これはまた次の機会というはずっと先になってしまうから。はい、分かりました。

ほかに何か御質問等がありますか。特にないようです。本日の追加の質問に関しては、回答よろしくお願いいいたします。それでは、本案件は承認いたします。

次の案件へ参りましょう。

【総務課長】

それでは、17ページを御覧ください。案件2「職員給与支給業務について」、職員課の案件でございます。

本件は、電算処理の諮問項目である19ページ、諮問第22号「人事・給与シ

システムについて」及び26ページ、諮問第23号「国税・地方税電子申告システムについて」、29ページ、諮問第24号「国税・地方税電子申告システムのオンライン接続について」と、それらに関連する届出報告を一括して説明させていただきます。

所得税法の改正に伴い、婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じとする子を有する単身者について、同一のひとり親控除が適用されることとなりました。また、それ以外の寡婦控除については男性の寡夫と同様の所得制限が設けられるなど要件の見直しが行われました。

これに伴い、このひとり親控除に関する項目を「人事・給与システム」に記録し管理を行うことから届出及び諮問を行うものです。

また、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の中の「単身児童扶養者」の欄が削除され、児童扶養手当受給に係る項目を「人事・給与システム」で記録、管理する必要がなくなったことから、項目の消去の届出及び諮問を行うものです。

なお、ひとり親控除及び寡婦（寡夫）控除に関する税制改正が行われたことに伴い、本控除に関する項目を新たに「国税・地方税電子申告システム」でのデータの送受信で扱うことから、あわせて届出及び諮問を行うものです。

19ページを御覧ください。諮問第22号です。今回、諮問する業務の目的は、諮問書のとおりです。20ページから24ページには、本システムの変更後の個人情報の項目をまとめた一覧表を付けております。25ページには、関連する変更届出を付けております。

26ページを御覧ください。諮問第23号です。システムの業務の目的は、諮問書のとおりです。27ページには、本システムの変更後の個人情報の項目をまとめた一覧表を付けております。28ページには、関連する変更届出を付けております。

29ページを御覧ください。諮問第24号です。オンライン結合の目的及び内容は、諮問書に記載のとおりです。オンライン結合する個人情報の項目は、27ページの一覧表と同じです。

続きまして、諮問内容と関連した各帳票の保有開始、変更、廃止の届出報告についてです。

30ページを御覧ください。届出番号07-64の変更届出でございます。変更の理由、変更される個人情報の項目の内容は記載のとおりです。変更前の内容につきましては、備考欄のとおりです。31ページ、32ページには、様式を参考資料として付けております。

33ページをお開きください。届出番号07-67の変更届出です。変更の理由、変更される個人情報の項目の内容は記載のとおりです。変更前の内容につきましては、備考欄のとおりです。34ページには、様式を参考資料として付けております。

35ページを御覧ください。届出番号07-284の保有開始届出です。保有する個人情報の項目の内容は、記載のとおり10項目ございます。36ページ、37ページには、様式を参考資料として付けております。

38ページを御覧ください。届出番号07-285の保有開始届出です。保有する個人情報の項目の内容は、記載のとおり7項目ございます。39、40ページには、様式を参考資料として付けております。

最後です。42ページを御覧ください。届出07-282の廃止届出でございます。廃止年月日、廃止の理由、廃止方法につきましては記載のとおりです。

今回の審議会では、廃止届出が本件のみであったため関連する案件としてまとめて報告させていただきました。

なお、本案件につきましては寺島委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

これは寺島委員の質問ですか。

【寺島委員】

これは全体に対しての確認なので、個々に関して必要なものは大丈夫です。

【多田委員】

この保存年限が「7年」というのと「長期（7年）」というものの違いはどうかということなのかというのと、何か今回、「定期的」とかってあるのです。いつもであれば「随時」だと思えるのですが、この「随時」と「定期的」の意味合いの違いはどうか。

【給与厚生係長】

お答えさせていただきます。まず、「7年」という御指摘ですけれども、「7年」というのは税務書類の保存年限として考えているものですので、こちらはそうした決まりに則って保存年限は定めております。

続きまして、定期的、随時の違い。

【多田委員】

そうではなくて、例えば、30ページには「7年」と書いてあって、35ページには「長期（7年）」とあるのですが、この差は何ですか。括弧付きでやるのと

括弧がなく単に「7年」というのと、どういう意味の差があるのか。

【総務課長】

補足いたします。小金井市の文書管理規定では、保存年限の基本を、当該年度、1年、3年、5年と、その次が10年以上の長期というふうに定めております。しかしながら、法律などによって適当な年限がその中になく場合には別に定めてもよろしいとなっておりますので、便宜的に5年を超えたものを、長期であって7年であると、このときは表記したのであるかと思われませんが、その次にまた開始届出をしたときに、長期というふうに特に書かずに7年と書いてしまったものの違いがあったのであるかと推測するところです。毎回毎回、同じ人が届出するわけではなくて、チェックをこちらも全てできるわけではなくて、このような違いが生まれてしまったかなと思っております。分かりづらくて申し訳ございません。

【仮野会長】

そうすると、「長期」が要らなくて、一言、「7年」だけ書いておけばよかったという話ですよ。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

何か所かに、「長期（7年）」とある。「長期」がなく、いきなり「7年」だけもある。表記がちょっとばらばらという意味で、多田委員からの確認点だったわけですね。

【多田委員】

あとは「定期的」と「随時」の部分。

【仮野会長】

収集期間が「定期的」と「随時」というのは、これはどういう意味ですか。

【給与厚生係長】

「定期的」というのは1年に1回ですとか決められたときにしか収集しないのですけれども、「随時」といいますと、例えば採用者が入るたびに収集するものとかそういうものがありますので、そういった違いはございます。

【仮野会長】

多田委員、いかがでしょう。

【多田委員】

はい、大丈夫です。

【仮野会長】

新しい人が入ったら「随時」になるわけですね。

ほかには御質問よろしいでしょうか。それでは、この案件を承認といたします。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、42ページを御覧ください。案件3「住民基本台帳関係業務・戸籍関係業務について」、市民課の案件でございます。

本件は、電算処理の諮問事項である45ページ、諮問第25号「戸籍情報システム」、オンライン接続に関する諮問である53ページ、諮問第26号「戸籍情報システム（戸籍クラウドサービス）について」、委託処理についての諮問事項である54ページ、諮問第27号「戸籍クラウドサービス構築委託について」、55ページ、諮問第28号「戸籍クラウドサービス管理委託について」と、それらに関連する届出報告を一括して説明させていただきます。

戸籍事務へのマイナンバー制度導入に関して、「戸籍法の一部を改正する法律」が令和元年5月24日に成立し、同月31日に公布されました。また、デジタル手続法成立に伴う関連法改正で住民基本台帳法が改正され、「戸籍附票」の取扱いにも変更を生じることとなり、戸籍・附票を管理する「戸籍情報システム」への改修を実施することになりました。

これに伴い、保有する個人情報の追加と現有項目の名称変更について届出を行うものです。

また、今般、戸籍情報システムの更改に当たり、これまでの自庁設置からクラウドサービスの利用へ、システム形態を変更することとしました。

クラウド利用を選択した最大の理由は、令和5年度に竣工予定の新庁舎において、外部データセンター活用の方向性が示されていることにあります。新庁舎ICT整備方針では、高度なセキュリティ対策と大規模災害への対策を兼ね備えた外部データセンターは、重要な情報システムを設置するのに非常に有効とされており、また、国の方針においても、東日本大震災以降の大規模災害時リスク分散・業務継続策として、行政システムの外部データセンター利用が推奨されています。

今回利用を予定する「戸籍クラウドサービス」は、戸籍事務を所掌する法務省が審査の上認容したものであり、仮想専用線による暗号化通信やファイアウォール制御などの通信面のセキュリティ対策、生体認証や監視カメラ、多重のゲート管理を用いた物理面のセキュリティ対策を講じ、耐震等の防災設備や業務継続設備をも兼ね備えた信頼性の高いものです。

戸籍システムそのものも、ハードディスク上の格納データを暗号化する仕様となっておりますので、クラウド利用においてもセキュリティ対策を十分に講じたシステム運用が可能と考えております。

最初に、44ページを御覧ください。届出番号09-79の変更届出でございます。変更の理由、変更される個人情報の項目の内容は記載のとおりです。変更前の内容につきましては備考欄のとおりです。

次に、45ページを御覧ください。諮問第25号でございます。今回諮問する業務の目的、本システムの変更後の個人情報の項目は諮問書に記載のとおりです。46ページには、関連する変更届出を付けております。47ページから52ページまでには、法務省、総務省作成による今回の制度改正に関連する資料を参考に付けております。

53ページを御覧ください。諮問第26号でございます。オンライン結合の目的及び内容は、諮問書に記載のとおりです。オンライン結合する個人情報の項目は、先ほど御説明した戸籍情報システムと同一です。

54ページを御覧ください。諮問第27号でございます。業務の目的及び内容は諮問書のとおりです。個人情報の項目は、戸籍情報システムと同一です。

続いて、55ページを御覧ください。諮問第28号です。業務の目的及び内容は、諮問書に記載のとおりです。個人情報の項目は戸籍情報システムと同一です。

委託諮問に関する参考資料として、ページを後ろに飛びまして134ページから138ページの共通資料、個人情報取扱特記事項を付けております。

なお、本案件につきましては、寺島委員、中澤委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

ただいま事務局から説明がありました。質問が新たにございましたら、どうぞ。寺島委員はこの回答内容でよろしいですか。

【寺島委員】

この戸籍サーバというのは、どちらの戸籍サーバですか？

【仮野会長】

外部データサービスのこと？

【寺島委員】

私はバックアップの事を聞いたのですけれども、バックアップをする、このホストのサーバはどちらに置かれるのか。

【戸籍係長】

これはデータセンターに置かれるサーバです。データセンターの中にそういった機能を設けると示されております。

【仮野会長】

ここに出てくる外部データサーバというものはですか。

【戸籍係長】

はい。

【仮野会長】

外部データセンターですね。これは、ちなみに新庁舎のどこにできるのですか。

【戸籍係長】

外部データセンターは庁舎の中ではなくて、民間の事業者がそれ専用の配信とかデータセキュリティとか、そういう設備を兼ね備えた施設を造っておりまして、そちらにサーバ等を設置していて、そこと回線で市庁舎をつなぐというものです。

【仮野会長】

なるほど。富士ゼロックスですか、その場合は。

【戸籍係長】

データセンターは富士ゼロックスではありません。日本アイ・ビー・エムが提供します。

【立川委員】

53ページ、富士ゼロックスシステムサービスなのですが、委託先の確認をする審議会でないことは承知しておるのですけれども、ここになった経緯がもしあれば簡単に御説明いただけますか。

【戸籍係長】

富士ゼロックスシステムサービスは、現在使用している戸籍システムのシステム事業者なのですけれども、そちらのシステム、今まで5年ごとに機器のリースの更新のたびにずっと富士ゼロックスシステムに契約継続をしてきました。今回、データセンターに変更しようということに庁舎の関係でなったのですけれども、それに当たりまして、新しい事業者に変更するという選択肢があるかどうかを検討したのですけれども、まず費用面、それからデータの移行の手間とか、そういったところで、いろいろ今のサービスを十分に保障できない、それらのところの部分があって、富士ゼロックスシステムサービスのほうが既に他の自治体でデータセンターを用いたクラウドのサービスというものを実現しておりましたので、こちらの選択肢もありますよというふうに提案を受けたと。そのゼロックスの提案するシステムで、移行することにいたしました。

【立川委員】

他社との検討もしたということですか。

【戸籍係長】

はい、そうです。どうしてもデータの移行が、やはり今の費用、それからデータの保全が、実際にできたのかどうか、検証がかなり手間取ってしまうのです。戸籍は漢字がかなり厳密というか、微妙なところがありますので、それで。

【白石委員】

ちょっと質問です。単純な。用語が聞き慣れない用語なので。54ページと55ページの個人情報の受渡し方法で、54ページのほうは「暗号化機能を有する可搬型外部記録媒体を用いて搬送する。」だから、要するに持ち歩きができる記録媒体を何らかの形でセンターに持って行くよということなのだけど、この「外部記録媒体」というのは、具体的にどういうイメージなのかということと、それから、55ページの4、その他、日次バックアップで「退避磁気媒体」、あまり聞き慣れない言葉なので、説明をお願いします。

【戸籍係長】

まず54ページの「可搬型の媒体」ですけれども、こちらは、今はまだこれとはっきり決めたわけではないのですけれども、いわゆる持ち運びのできるハードディスクでしたりとか、あるいは最近はハードディスクというものではなくてSSDという機械もあるので、そういったものを使って、そこにセキュリティの鍵を設置して、それでトランクに入れて施錠して持って行くというのを考えているところです。

55ページのほうの「日次バックアップの退避磁気媒体」というのは、これも、退避というのは、つまり「バックアップ」を日本語にしてみたというようなことなのですけれども、データを本体のハードディスクなりから逃がすというイメージですね。ハードディスクの可搬式のものに、今もそうなのですけれども、バックアップを取っているという形です。

【白石委員】

イメージは分かりました。

【仮野会長】

これについていける人は大丈夫だ。非常に大事なテーマですし、庁舎完成とともに、こういうことが上がってくるわけです。委託先との関係も含めて慎重に進めてもらいたいと思います。

ほかに何かこの件で質問ありますか。特にないようですので、本案件を承認と

いたします。

次の案件をお願いします。

【総務課長】

それでは、56ページを御覧ください。案件4「事業継続支援給付金支給業務及びこがねい事業者応援金支給業務について」、経済課の案件でございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い売り上げが減少している市内において賃貸借契約を交わし、賃料が発生している対象物件を市内に有して事業を行っている事業者を対象に、固定費の負担軽減等を図り、事業継続の支援を目的とした「小金井市事業継続支援給付金」の支給を令和2年6月8日から開始しました。

また、追加支援策として、この給付金の対象とならない市内事業者を主な対象とした「こがねい事業者応援金」の支給を令和2年9月9日から開始しているところです。

これらの申請書の記載内容及び添付書類において個人情報を取り扱うことから、保有の届出を行います。

57ページを御覧ください。届出番号04-185です。個人情報の内容は58ページの別紙のとおりでございます。

59ページから61ページには使用する様式を、62ページから65ページには本事業の要綱を参考資料として付けております。

続けて66ページを御覧ください。届出番号04-186です。個人情報の内容は67ページの別紙のとおりでございます。

68ページ、69ページには使用する様式、70ページから73ページには本事業の要綱を参考資料として付けております。

なお、本案件につきましては、寺島委員、中澤委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

寺島委員と中澤委員、回答が載せられていますが、それについて了解したのかどうか。どうでしょう、まず寺島委員。

【寺島委員】

全体的な質問を個々の印影を使う項目に入れていただいている訳ですが、対応したいと言われているので大丈夫です。

【仮野会長】

そうですね。ありがとうございます。中澤委員、いかがですか。

【中澤委員】

今、銀行は通帳を渡しているのを、通帳がなくなってしまうので、このままだとコピーが取れない。私も通帳なのですが、取れないので提出できないというところがあるので、その対応のところをはっきり書いていただきたいということで指摘させていただきました。

【仮野会長】

振込先の預金通帳の写しということ？

【中澤委員】

預金通帳がないから。

【仮野会長】

もうないですね。デジタル化になりますので、一部の銀行は。これについての回答は、同じような、確認できる書類を提出してもらおう、ということです。

【中澤委員】

説明する段階において、通帳のない方にはこういう対応をお願いするみたいな記載があると、よかったのかなと思います。

【仮野会長】

ありがとうございました。とても現代的なテーマだし、問題なので、いい御指摘でした。ありがとうございました。

ほかに質問はございませんか。ないようですので、本案件を承認したいと思います。

それでは、次の案件をお願いします。

【総務課長】

74ページを御覧ください。案件5「感染症感染拡大予防業務（ごみ対策課）について」、ごみ対策課の案件でございます。

ごみ対策課が主催する、市民等に参加をいただく説明会や報告会などのイベントに際して、現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、仮にイベントの参加者で感染が発生した場合に、接触履歴を追い、感染拡大防止策を実施できるようにするため、受付記入表へ記入された個人情報新たに保有開始すること、今後、同様な感染症が発生することを想定し定期的に処理することなどを鑑みて、保有の届出をするものです。

75ページを御覧ください。届出番号12-67です。個人情報の内容は、氏名、電話番号の2項目です。

76ページには、様式を参考資料として付けております。

【白石委員】

この案件と、それから131ページの図書館のおはなし会と共通することなの
ですけれども、通常だと、大体、新型コロナウイルスに関しては追跡2週間程度
というのが大体の設定だと思うのですよね。例えば市民会館とか公的施設を借り
る、使用するときも主催者が出席者の記録を管理しておいて、2週間。

これを見ると1年というふうになっているのですけれども、全庁的な統一の考
えでこういうふうにされているかどうか。主管課より、むしろ事務局に聞きたい
のですけど。

【総務課長】

前回から、この同じものが繰り返し各課から提出されてきておりますけれども、
施設を使うイベントを行うというときに、同じ受付記入表を集めるというふうにな
っておりますけれども、先ほど申しました小金井市の文書管理規程からすると、
当該年度または1年というのが短くて、2週間で廃棄していくという方法もある
のですけれども、審議会の傍聴など、様々な、いろいろなタイプがあったときに、
1年程度、傍聴の記録や会議の記録と一緒に残ってしまうこともあるというふう
に考え、全体的に1年で今のところ統一して出しているところです。

【仮野会長】

白石委員とすると、1年は長すぎると。

【白石委員】

そう。特定の目的ですからね。要するに、不必要な個人情報を持ち続けるとい
うことは、特に今、この74ページの案件だけど、131ページは図書館関係で
すよね。説明の中にもたしかどこかに書いてあったと思うのですけれども、図書
館の利用ということからすると、相当シビアな話に、そっちのほうの特になって
しまうかなと思うのですよね。確かに今日初めてではないのだけれども、ちょっ
と改めて。私があちこち、ほかの自治体を見ていても、その辺は相当厳密に対応
しているケースが多いのですよね。通常、文書規程だったら最低1年、それは分
かるのです。だけど、新型コロナということの限定ということであれば、やっぱ
り全庁的にそこは再検討のほうがいいかなと思うのですよね。

【仮野会長】

簡単な解決方法は、コロナ問題が解決すれば全部廃棄しますと規定すればいい
のではないのですか。そういうことを、コロナに関する個人情報を収集したもの
に関して、市として全般を見ながら決めることは可能ですか。

【総務課長】

事情はいろいろ違うとは思いますが、基本的には要らなくなったら廃棄

をする、2週間たてばもう要らないのではないかというふうな通知をすることは可能だと考えます。

【仮野会長】

これはどうでしょうか。

【白石委員】

要するに保有・保管するということは、保有・保管責任、管理責任が新たに生じてしまう。持っていなければ漏えいリスクはないのだけど、持っているとならば100%確実というよりは、やっぱり何%か分からないけど、漏えいリスクというのは生じてしまうわけですね。そういう意味からすると、やっぱり厳密に、この目的であれば、これは国の専門委員会から、いろいろなところから、基本的には大体2週間というのがコロナの感染のサイクルということになっているではないですか。これは新しい、こういう事態なので、コロナはコロナで対応したほうがいいような気がするのですよね。念のためというのは分からないではないのだけど、こうなってくると限定付きかな。

【仮野会長】

保存年限を1年としたのは、どういう意味、どういう考え方だったのですか。

【総務課長】

当該年度廃棄という分類もあるのですけれども、当該年度というのも3月にイベントなどを行ってしまうと、ちょっと短くなってしまいうということもあるので、一番短いので、通常ですと1年ということでは、届出をし、始めたところがあったので大体合わせてしまったというのが実際のところではありますので、その辺りについては再検討をさせていただきたいと思います。

【仮野会長】

図書館に関する、これも1年にしていますね、保存年限をね。なるほど。機械的に1年とするよりも時代に合わせたほうがいいような気がするね。ここはどうしましょう。再検討していただいて、次回でいいですか。次回は来年3月。

【白石委員】

だから、実務的には、どこかで区切りがつけば執行していただいて構わないと思うのですよね。ここでの報告関係は、審議会になると思うのです。

【仮野会長】

そうですね。

【川井委員】

検討していただくことは結構だと思うのですが、事務処理の関係もあるだろ

うと思いますので、2週間ごとに廃棄していくということは、それはそれでまたいろいろなミスが起こる可能性もあると思いますので、そこは虚心坦懐に検討してもらおうということで、この審議会として2週間の方向で検討してもらおうというところまでは委員全員が一致するかどうかというのは、ちょっと分からないというふうに考えております。

【井口委員】

1年未満の保存となるとメモ扱いということになってしまって、あってもなくてもいいという、ルール上はそうなります。ということで、新たな制度をつくるという手もあるかもしれませんが、なかなか2週間だけ保存というのは、行政上は難しいかなというふうに私は認識しております。

【仮野会長】

さっきメモ扱いと言っていましたが、これはどういう意味ですか。

【井口委員】

メモですね。あってもなくてもいい。よく問題になりますけれど。

【仮野会長】

なるほど。ここはすぐにこの場で我々が結論を出せるわけでもないですので、こういうふうに考えましょう。我々としては、基本的にやっぱり個人情報というものは長期に保管すれば、持っていればいいというものでもないもので、逆に持っていれば持っているほど、それが何かの拍子に漏えいしかねないというおそれもあるわけで、できるだけ早く処分する、廃棄するというのが理想的だという。ここは2週間ではなくては駄目というのではなくて、これらの動向などを見ながら、何週間がいいのか、何か月なのか、1年はちょっと長すぎるのではないかというようなことを頭に入れながら検討はいただいて、市なりの考え方を求めていったらどうでしょうか。我々には何か別の方法で、つまり来年3月までに、次の審議会まで待たずに、こういう方法になっているということをおもんに教えていただければいいのではないかな。実に曖昧とした提案ですけど、今は、考えられるのはそういうことではないかな。どうですか、白石委員。

【白石委員】

それでまとめていただいて構わないのだけど、要するに今までであれば、公的施設とか、あるいは公的ないろいろな会議とか、イベントだとか、説明会だとか、あえて参加者名まで把握しないケースというのが相当あるわけじゃないですか。でも、やっぱりこのコロナという事態の中で発生した場合に、その動線を追っていくということがあるからこそ、多くの皆さんが名前を書くなり報告することにつ

いて同意という、すごく限定的な状況でないですか。だから、それを踏まえた対応を起こしていただければいいのかなというふうに思うのです。

【立川委員】

この保管方法はどうなっていますか。

【総務課長】

保管方法は、それぞれの施設や課において保管しています。

【立川委員】

紙ですか。

【総務課長】

紙です。

【多田委員】

たしかこの保存年限って、何か月というのを見たことあるのですが、何か月ということはできないのですか。

【総務課長】

先ほども申しましたように、何らか法律ですとかルールに従って当該年度、1年、3年、5年に当てはまらないものは、それぞれで設定してよいというふうにはしておりますので。

【多田委員】

だったら最低、この性質を考えたら、1か月ぐらいが一番妥当なのではないかなと思います。

【仮野会長】

なるほどね。それが1か月なのか、ここで数字を出すのはなかなか難しいところなのだけど、白石委員をはじめ、皆さんの思いを受け止めて検討をお願いします。

【井口委員】

この関係だけではないのですが、76ページで、聴講したりする場合に自己申告があるわけですが、この中で「せき、くしゃみ等風邪の症状がある」という、くしゃみなどは花粉症などでも出ますから、そういう人が、「同意いただけない場合は参加を御遠慮いただきます」のとありますよね。そうすると、そういう人は肩身が狭いとか、白い目で見られるような、マスク警察みたいなですね、そういう状況もありますので。だから、例えば「御参加いただけない場合もあります」とか、ちょっと表現を含めたほうが、「あの人、くしゃみしている」、「あ、せきしている」とか言われて非常に辛い思いを、そうでもないのにして

しまうようなこともあるのではないかなというふうには感じました。これはほかにも、案件の7とか13とか17とかありますので、共通する問題かなというふうに思います。

【仮野会長】

コロナ関連の案件でね。この76ページの受付記入表の4点目、「同意いただけない場合及び体調不良の項目に該当する場合は、御参加を御遠慮いただいております」というのが入っているからいいのではないですかね。これでは駄目なのですか。

【井口委員】

これは、要するに参加してはいけないという禁止の文言になっていて、せきとくしゃみは、コロナとかでなくても、花粉症でも出ますので、そういう方が非常に白い目で見られるという懸念があるのではないかなと。

【仮野会長】

これについて、どうですか。

【総務課長】

たしかこれを全庁的に利用したときには、国のスポーツか何かの施設のガイドラインなどを参考につくったもので、全庁的にこれにそろってきています。なので、文言などにつきましては、こちらでまた新たに出てきたときに相談しつつそういうことはできると思いますし、今後、これから花粉症シーズンなども迎えて、どのような対応になると思っておりますが、確認項目に丸がついたから、すぐさま参加を諦めてくださいという運用をするつもりは本来的にはなくて、そのときにはちょっとお話をさせていただくというために使っているものですので、そのように御理解いただければと思います。

【仮野会長】

「37度以上の発熱が出るようだったら御遠慮ください」とか。

【井口委員】

確認項目の2番でも「せき、くしゃみ等風邪の症状がある」となっている。風邪の症状ではないですということを本人が言えれば、参加できないということにはならないと思うのですが、他人には区別が付きにくいですよ。その辺りの配慮が必要かなという感じはしました。

【仮野会長】

どうします？ 配慮のほうは。

【総務課長】

こちらについても、またできる範囲で検討したいと思います。

【仮野会長】

よろしいですか。

【井口委員】

はい。

【仮野会長】

そのまた検討結果は別途お知らせください。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

そういう条件付けで承認ということにいたします。

それでは、次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

77ページを御覧ください。案件6「小金井市新生児特別定額給付金給付関連事務について」、地域福祉課の案件でございます。

国は、令和2年4月に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として家計への支援を行う目的で国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金支給事業を行いました。この給付金は、令和2年4月27日現在、住民基本台帳上に登録されている市民が対象となっています。新型コロナウイルス感染症による生活への影響が長期化する中で、国の特別定額給付金の対象とならない令和2年4月28日から令和3年4月1日までの間に出生した子供を育てる費用を支援するため、小金井市独自で新生児特別定額給付金の支給を行います。

令和2年9月1日からの事業実施にあたり、令和2年4月28日以降に出生した子どもの母から申請を受け、その個人情報新たに保有することとなることから、届け出を行うものです。

78ページを御覧ください。届出番号17-567。個人情報の内容は記載のとおり6項目です。括弧書きの部分は対象者を明記しているものです。

79ページ、80ページには様式、81ページ、82ページには本件事業に関する要綱を参考資料として付けております。

なお、本案件につきましては寺島委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

小金井市独自の事業として行われるのですね。

この件に関して御質問等のある方はいらっしゃいますか。特にないようので、本案件を承認します。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、83ページを御覧ください。案件7「健康課関係会議、審議会等の傍聴に関する事務について」、健康課の案件でございます。

先ほどの案件5と同様の理由でございます。小金井市食育推進会議、それから小金井市市民健康づくり審議会、この2つの会議について、傍聴者の方に傍聴受付記入表に記入してもらうために、新たに保有届出を行うものでございます。

84ページを御覧ください。届出番号41-555。個人情報の内容は氏名、電話番号です。

85ページには様式を付けております。

なお、本件につきましては本多委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【本多委員】

個人情報の収集する内容が、これだと氏名、電話番号のみだったのが、メールアドレスとなれば明確に内容にも、様式にも記載すべきじゃないかというのと、前の案件5では、大体コロナ対策ではイベント等でやるときには氏名、電話番号のみということだったのですが、今回メールアドレスが出たということは、今までの中でも電話番号がなかった方がおられたからということで、メールアドレスと違って入れたものが出てきたのかなと思っているところですけど、今までは大体氏名と電話番号のみの個人情報収集で決まっていたと思いますが。

【総務課長】

今の御質問は、事業概要から来ているもので、事業概要というのは担当課が事業を説明するために、こちらに提出してくるものです。担当課が届出しようとした中には、84ページに、「氏名、電話番号」しかないのです。あまり想定してはいないですけども、事業概要では、もし電話がないと言われたらメールアドレスを頂こうかなということで、「等」と書いてしまったということです。ただ、本来的には想定していないという回答がありました。

【仮野会長】

だけど、「電話番号等」という言い方はよくないよ。

【総務課長】

事業概要のところで気をつければよかったと思います。

【仮野会長】

メールのほかにも、今、幾らでもありますね。ツイッターもあるし、SNS全般。これは欲しかったらメールアドレスも書いてもらえばいいのですよ。「等」というのはよくない。そこは訂正して直してもらいたい。それでいいですかね。

この案件でほかに御質問はありますか。特にないようですので、これは承認することといたします。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

86ページを御覧ください。案件8「ロタウイルス感染症予防接種事業について」、引き続き健康課の案件でございます。

予防接種法施行令の一部が改正されたことにより、令和2年10月1日からロタウイルス感染症が新たな定期接種として導入されました。

本事業を実施するにあたり、予診票に記載している被接種者の住所、氏名等の個人情報を保有するため、届出を行います。

87ページを御覧ください。届出番号41-556。個人情報の内容は記載のとおり8項目ございます。

88ページ、89ページには様式を付けております。

【仮野会長】

これは保存年限が5年と長いですね。

【総務課長】

予防接種の場合はその後の後遺症などの問題もありますので、長期保存することになってはおります。

【仮野会長】

はい、分かりました。

本案件は事前の質問もなかったようですが、皆さん御質問等がありますでしょうか。特にないようですので、本案件を承認といたします。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、90ページを御覧ください。案件の9「小金井市がん検診事業助成金交付事業について」、引き続き健康課の案件でございます。

本市のがん検診は、平成16年度から乳がん検診について自己負担を導入し、順次、他のがん検診にも自己負担を導入し、現在では本市が実施する全てのがん検診5種について自己負担が導入されています。

しかし、生活保護世帯と中国残留邦人等支援給付対象者に対しては、受診機会を設けるため、受益者負担の導入と同時に、負担金無料の措置を取ってまいりました。

がん検診の自己負担導入の際に社会的弱者への配慮を求められていたこと及び近年のがん検診受診率の伸び悩み等を鑑み、自己負担減免策の拡充として、住民税非課税世帯に対しても自己負担の免除を導入することといたしました。

なお、当面の間、この自己負担減免は償還払い方式を採用することとし、本事業の開始に伴い、償還払いの対象となる受診者の情報を把握する必要があることから、新たに保有届出を行うものです。

91ページを御覧ください。届出番号41-557。本件は2枚の様式に記録される個人情報を一括して届出を行うものです。個人情報の内容は記載のとおり、2枚の様式で合計12項目ございます。

92ページ、93ページには様式、94、95ページには本事業の要綱を参考資料として付けております。

なお、本案件につきましては寺島委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

寺島委員、いかがでしょうか。4月から10月はないのかという質問に対しては。

【寺島委員】

11月以降に含まれるということですね。業務設計というのがどういうことでこのようなことになったのかというのを説明お願いいたします。

【総務課長】

今の御質問に対して、配布した資料で御回答させていただいておりますが、いずれにしましても、4月から10月に受けた方でも申請ができる。ただ、申請できるのは11月以降といたしましたということが書いてあります。

【寺島委員】

これに対して、回答の「業務設計に一定の時間を要する」という、その業務設計というのはどういう意味になるのですか。半年もかけて受給までに期間が空いてしまうというのは、それなりにイライラしたりとかしてしまうのではないかと思うのですけれども。

【総務課長】

御質問内容としては、業務設計に時間を要した理由を聞きたいということによ

ろしいでしょうか。

【寺島委員】

そうですね。

【総務課長】

結局、予算を確保して、制度に関しては5月1日からこの制度は持っていたということですが、実際の実務が11月以降にしかできなかったということだと思います。その間にどうしてできなかったということであれば、時間がかかったということだと思います。

【寺島委員】

これは通年でこういう状況になっているわけではなくて、今年に関してだけこの状況になっているということですか。

【総務課長】

今年から始まったので、準備の時間が必要だったとは推測いたします。

【寺島委員】

それでは、この情報というのは通年使われるわけじゃなくて、今年だけの情報ということでしょうか。

【総務課長】

ひとまずこのような制度でやっていき、来年度以降は、本来は償還払いでない形でやりたいということは、担当課は申しておりました。もともと払わなくていいようにしていきたいのだけれども、今年度は受診率を上げるために償還払いを緊急で導入したいということでありました。

【寺島委員】

ということであれば大丈夫です。毎年これなのかと。制度としてこうなっているのかと思ったので。

【総務課長】

過渡期のような感じです。

【寺島委員】

ありがとうございます。

【仮野会長】

寺島委員、よろしいですか。

【寺島委員】

はい、ありがとうございました。

【仮野会長】

ありがとうございました。疑問が解けてよかった。

ほかにこの件で質問がある方はいらっしゃいますか。特にないようですので、本件を承認することといたします。

それでは、次の案件にいきましょう。

【総務課長】

それでは、96ページを御覧ください。案件10「小金井市新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金交付事業について」、引き続き健康課の案件でございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止及び収束に向けて、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するリスクが高い患者との接触を伴うこと、継続して医療を提供することが必要な業務であること及び医療機関でも集団感染の発生状況から相当程度心身に負担が掛かる中、強い使命感を持って業務に従事する医療従事者を支援するため、市内の医療機関等に勤務する医療従事者に、慰労金を交付することとしました。

市への慰労金の申請手続きは医療機関ごとに行われますが、申請書類の中には医療従事者から医療機関へ手続きを委任する委任状もあり、個人情報も記載されることから、本事業の開始に伴い新たに保有開始届出を行います。

97ページを御覧ください。届出番号41-558でございます。個人情報の内容は記載のとおり5項目です。

98ページに様式、99ページから102ページには、本事業の要綱を参考資料として付けております。

なお、本案件につきましては寺島委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

印影の問題について、確かに98ページにはいっぱい印がありますね。この件で質問等がございますか。本件も市の独自の事業として、こういうお金を皆さんに交付するということですね。

【中澤委員】

今の印の話の中で、私も何回か経験があるのですが、印を実際押さないで実名記入、本人にそこに本人名としてそれぞれ書いてもらうのか、その上で印鑑を押してもらう。あるいは、総務担当者が全部一遍に書いてしまって、それで印鑑をばらばらと押すのかという悩ましいところで、今後、印不要の手続きが来るとしたら、そのときは本人に自署させるという方法になるということですかね。多分、

勝手に人を増やしたりとか、ない人がいたりとか、必ずそういう事件が起きてくると思うのですが、そのこのところの方向性をお聞きしたいと思います。

【総務課長】

今回のものについては特に委任状も兼ねておりますので、今の中澤委員のお話からしてもそうなのですけれども、本来的には御本人が署名をするべきものであると考えております。

また、押印の見直しに関しては、国もいろいろ今動きがあるようですけれども、法令自体に規定があるものも多くございますので、いろいろな動きを見ながら進めていくしかないかなと思っておりますが、今のところは、本人であるという確認は印で行っているところです。

【中澤委員】

印があれば氏名のところは自署じゃなくて構わないということになるかもしれない。

【総務課長】

もしかしたら、場所によっては例えば電子データで作ってくるみたいなこともあり得るのかなとは思っております。

【中澤委員】

という場合だと、印鑑の省略はかなり難しい。

【総務課長】

はい、難しいです。

【中澤委員】

法律もまだ変わっていないのかもしれないと。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

他に御質問がありますでしょうか。特にないようですので、本案件については承認することといたします。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、103ページを御覧ください。案件11「養育支援訪問事業について」、子ども家庭支援センターの案件でございます。

本市では、児童福祉法に規定する養育支援訪問事業について、平成24年4月から、保護者の養育を支援することが特に必要と認められた家庭等に対して、子

ども家庭支援センター職員による訪問支援のほかに、育児支援ヘルパーを派遣し、家庭の負担感等を軽減するとともに、定期的な見守りを実施してまいりました。

平成29年4月に国の養育支援訪問事業実施要綱の一部改正があり、養育支援訪問事業の対象者が拡大されたことや、また課題を抱える家庭への支援として、居宅における養育に関する相談、指導、助言などの支援を充実するため、子ども家庭支援センター職員に加え、臨床心理士、助産師など専門的な相談・指導・助言が行える者の派遣が実施できるよう、令和2年3月に整備したところです。

小金井市養育支援訪問事業の一部改正に伴い、新たに個人情報の保有等の届出を要する様式を保有することとなりましたことから、令和2年7月16日開催の第2回審議会において保有届出を行ったところ、「養育支援訪問事業（育児及び家事援助）サービス計画書」について、保有する個人情報の届出内容が様式と異なる旨を御指摘受けましたため、確認のうえ、個人情報の内容から「訪問支援者」を削除する変更届出を行うものです。

104ページを御覧ください。届出番号42-49の変更届出でございます。変更の理由、内容は記載のとおりです。具体的には、ページ最下段の備考欄に記載のある従前の届出項目のうち、「訪問支援者」を届出したことが誤りであったことから、削除を行うというものです。

今回の変更届出の参考資料として、105ページには前回の審議会での保有開始届出を行った際と同じ様式、106ページには前回の審議会の時点での保有開始届出内容を付けております。

【仮野会長】

それでは、間違いを直してくれたということですね。

【総務課長】

はい。

【仮野会長】

この案件について御質問はありますか。特にないようですので、本案件は承認といたします。

次の案件へ移りましょう。

【総務課長】

107ページを御覧ください。案件12「病児・病後児保育事業委託について」、保育課の事務処理の委託諮問に関する案件でございます。

病児・病後児保育事業とは、保育所等に通所している児童のうち、病気の回復期に至っておらず、かつ、当面の症状の急変が認められない児童及び病気の回復

期にある児童を一時的に預かり、保護者の負担軽減と児童福祉の充実・向上を図ることを目的とした事業であり、当市においても、令和元年10月の情報公開・個人情報保護審議会の諮問を経て令和元年11月より事業者に委託をし、実施をしてきているところです。

今回、昨年11月より事業を実施している事業者に加え、新たな事業者に委託を行い、合計2施設にて病児・病後児保育事業を実施することとなりました。

この新たに委託を行う事業者においては、これまで電話にて受付を行っていた利用予約について、WEBシステムでの受付も対応可能とすることから、事業の委託について追加の諮問を行うものです。

108ページを御覧ください。諮問第29号です。委託処理する業務の目的、内容につきましては諮問書に記載のとおりで、前回の諮問から変更はありません。

委託処理をする個人情報の項目につきましては112ページ、113ページを御覧ください。

変更点については108ページにお戻りいただいて、諮問書の下から5段目、「委託処理する個人情報の項目」の中で、下線の引いてある「メールアドレス」を委託先が処理することから、この点を追加してよろしいか諮問するものです。

委託諮問に関する参考資料として、109ページから111ページに本件委託に関する委託仕様書、ページを後ろに飛びまして、134ページから138ページの共通資料個人情報取扱特記事項を付けております。

なお、本案件につきましては寺島委員から事前質問がありましたが、回答内容についてはお手元の資料のとおりですので、御確認ください。

【仮野会長】

これはメールアドレスをつけたほうがいいのかという意見があったのでしょうか。どういう経緯でしたか。

【保育政策担当課長】

利用者の利便性を図るために、電話以外にWEBでの予約を行うということを今度の事業者から話がありまして、それで登録を行った後、登録の結果をメールでお返しするというところが1つの流れとなっておりまして、その関係からメールアドレスを保有するという運びになったということです。

【仮野会長】

そういうことですか、なるほど。

これで特にこういうことですね。利用者サイドにとってメールがあったほうがいいと。

【保育政策担当課長】

今までは基本的にお電話での予約でいっていたのですけれども、WEBの場合、お電話を介さないでという形で求められている方に対しても対応できるようにという状況ですので、基本的に予約が取れたことをお電話でお返すのではなくて、WEBを介してメールでという流れが軽易で適切かと思っております。

【仮野会長】

はい、分かりました。この点はいいですね。他に御質問はございませんか。特にないようですので、本案件は承認いたします。

それでは、次の案件へ移りましょう。

【総務課長】

それでは、114ページを御覧ください。案件13「新型コロナウイルス感染症感染拡大予防業務（まちづくり推進課）について」、まちづくり推進課の案件でございます。

理由につきましては、先ほどの案件5、案件7と同様でございます。市営住宅と高齢者住宅の入居者の選考に当たって、公開抽選会を行っております。その抽選会に見学者が来た場合に、受付記入表を頂くという内容でございます。

115ページを御覧ください。届出番号43-60です。保有する個人情報の内容は、氏名、電話番号の2項目です。

116ページには、使用する様式を参考資料として付けております。

【仮野会長】

これも保存年限は1年ですが、先ほどの案件の関連で検討いただくということでもいいですね。

それでは、検討課題を1つ残して、よろしくお願いします。

特に御質問はないようですので、本案件を承認いたします。

次の案件へ移りましょう。

【総務課長】

それでは、117ページを御覧ください。案件14「小金井市立学校教員出退勤管理システムについて」、学務課の案件でございます。

本件は、電算処理の諮問事項と業務に係る個人情報の保有開始届出を含む案件です。

市では、市立小・中学校の教職員の働き方改革の一環として、職員室のパソコンに出退勤管理システムを導入し、個々の教職員について出退勤時間を記録し、過度な残業等が行われていないかの実態把握のため、次のような措置を取り、働

き方改革の一助としていきます。

1 市内公立小学校、中学校の全14校に教職員用の出退勤管理システムを配備します。

2 対象となる教職員に対しては、一人一枚ICカードを配布し、出退勤管理システムに配置されているカードリーダーに出退勤時、カードを読み取らせます。

3 カードの読み取りに係る記録は、システムを配備したパソコンを通じ教育委員会のサーバ内に蔵置され、記録をソートすることで月間の累計超過勤務時間や有給休暇等の取得状況等を可視化し、管理を容易に行えるようになります。

これらの取組を行うにあたり、新たに個人情報の保有及びシステムの導入をする事から、届出及び諮問をするものです。

118ページを御覧ください。諮問第30号です。今回諮問する業務の目的、本システムの個人情報の項目は諮問書の記載のとおりです。

関連する保有届出としましては、119ページに届出番号30-88を付けております。個人情報の項目は諮問内容と同一です。

【白石委員】

個人情報というよりは、教職員の制度のことでちょっとお伺いしたいのですが、まず、教員については、正式名称はちょっと思い出せないけれども、教員特例法でしたっけ、があって、いわゆる労働時間管理が別途になっていますよね。要するに、超過勤務の発生じゃなくて、手当でやると。だけど、それ以外の職員については、一般の公務労働者の扱いになっていると思うのですよね。

それからもう一つが、都費と市費、2通りの人件費の流れがありますよね。それも全部ひっくるめて、同じシステムでやるという理解でいいのですか。

【指導室長】

都費の教員のみです。市費や事務員とか、そういった職員は除く都の教員がここに当たるものです。

【仮野会長】

都の職員というのはどういうことですか？

【指導室長】

都の正規職員ですから、いわゆる残業代が出ない、先生と言われる人たちです。

【白石委員】

都の正規職員だけが対象。

【指導室長】

都の正規職員だけが対象です。

【町田委員】

このシステム導入の狙いなのですけれども、働き方改革の一助とするということと、出退勤時間を記録すると働き方改革になるのかなということなのですけれども、早く帰らなさいということになるわけかと思うのですが、こんなに残ってはいけないうということになるかと思うのですけれども、残らないと仕事が終わらない現状ですよ。そうすると、学校が回らなくなってしまうと思うのです。人的配慮がされれば回りますよ。だけど、配慮するためということに入っていないから、これで超過勤務時間を可視化、管理するということだけで、働き方改革につながらないのですよね。そうすると、一体これは何のためにするのかなということなのですけれども、退勤時間はすごく遅くなっていますね。

出勤時間のほうなのですけれども、これはやはり自分のおうちの子供の送り迎えなどもありますから、めちゃくちゃ早く来る方もたまにはいますけれども、大抵ぎりぎりに来るのですけれども、そのときに、ICカードだとすると、1分遅れても減給になってしまいますよね。今だと、ハンコを押すということで、もちろん遅れている人はいないのでしたけれども、何せ教員なので、校門を入るとすぐ子供たちがわーっと寄ってくる。出勤時刻と児童の登校時刻が全く一緒なものですから、教員も8時15分までに来る、子供も8時15分までに来るということで、全く同じ時間帯なのです。そうでないとももちろんおかしいことになるわけで、子供が先に来てしまうと、誰が管理するのだということになるわけですから、同じでいいのですけれども、同じ入り口から入って校舎に行くということですので、途中で子供と一緒にいるわけで、そうすると、なかなかスムーズに職員室まで一直線と、ICカードのあるところまですっ飛んでいくというわけにいかなくて、子供たちが寄ってくる、お話をします。お話というか、そこで転んでしまっている子がいて、けがなどもしている子もいるわけですから、見ていると当然遅れてしまう、間に合わないということがよく見受けられるので、そういうときはもちろん、校長や副校長に言えばすぐ処理してもらえるのですけれども、ICカードはそうはいかないので、全員が一直線に職員室のICカードに向かって行ってしまおうということだと、それはちょっと現実きついなということがあるわけですので、このシステムというか、働き方改革をするためにやるという目的にそぐわないような部分、これをすると働き方改革をしてくれるならいいのですけれども、働き手を増やす以外、仕事を削るものはないのです。削るものは1つもないという状況なので、早く帰らなさいと言われても無理、持ち帰りも禁止ということで、今、本当にどうしたらいいのだということで、結局、どうしたらいいかは、明日

の予習をあまりしないで帰るしかない。要するに、勉強不足になってしまうわけですね。それが現場の実態なものですから、せっかくなので、何とか働き方改革につながっていきけるような狙いを言っていたらいいなと思うのですけれども。

【仮野会長】

さすがに小学校の先生ですから、お詳しい。確かに働き方改革の一環として出勤の時間を管理するというのはちょっと矛盾を感じるなと僕も思ったところでは。

【指導室長】

一番の目的は働き方改革です。余りにも先生方が時間に関係なく、本当にずっと長い時間働いている、これが今、問題になっていますので、先生方に時間を意識してもらおう。時間を意識して働いて、健康で子供たちの前で子供たちに教えてほしいというのが一番の願いなので、まずは意識として時間を意識するというのを一番に大事にしていますが、もちろん、これと同時に、我々のほうも、定時退庁日というか、先生方の早く帰る日をつくったりとか、分掌の見直しだとか、あるいは先生方を助けるスクールサポートスタッフというような方も入れたり、様々な手を打ちながら一緒にこれを入れてやっていきたいなと思っています。

このICカードなのですけれども、あくまでもシステムは補助的なものです。ですから、正式には、ハンコを押してICカードもやるのですが、これでは二度手間かというふうに思われてしまうので、ハンコを押すすぐ横にカードケースを置いておいて、そこから自分のものを取ってピッとやるようなシステムで運用していこうかなというふうに思います。

朝ですが、登校時間、子供たちが例えば8時15分からと決めたら、大体教員は8時10分とか5分とか、そういうふうにちょっと前に設定してございますので、子供よりも前に、学校によっては同時というところもあるでしょうけれども、小金井の場合は8時10分が大体多いですかね。そうすると、子供が8時20分から30分の間に来てくださいみたいな形でやっています。

もしけがをしたりとか、そういうようなことがあれば、事情があるわけですから、それは副校長に言って、ICカードも補助的なものなので、副校長が、ああそうですかという理由を聞いて、手で直すこともできますので、その辺りは管理職にそこまで徹底するというか、ある程度事情もありますので、そういうのも聞くような柔軟な運用をまずはしてみたいというふうに考えます。ただし、教員といえども公務員で働いているわけですから、時間を大切に、始業時間はしっかり

守るというのは当たり前のことかなというふうには思います。

【町田委員】

そうしますと、このシステムに全く移行するわけではないわけですね。補助的に使うということであって、1分遅れた、2分遅れたから減給だと、そういうことにはならないわけですね。そこは管理職のほうによく言うておいていただかないと、それを振りかざす人が何名かいるものですから、たまたま私のところはそういう人ではないのですけれども、うわさによると、そういう方が何名かおるといことなので、厳しく指導をしていただきたいと思います。

ここのところに暫定的なというか、これだとまるで移行してしまうような感じに受け取ってしまいますので、併用ということならば、これを役立てて、教職員の働き方を改革していきたいというように取れるようにしていただければと思います。首を絞めてしまうような感じがいたしましたので、そこだけです。

【仮野会長】

今の町田委員の併用というお考えをどこかに入れることはできますか。

【指導室長】

場所はちょっと相談しますけれども、併用あるいは補助的なシステムだとか、そういうような形で、ただし、今話題になっているハンコ文化をどんどんなくす方向もあるので、行く行くは、例えばこれをメインに持っていくこともあるかもしれませんので、しばらくは、これは補助的なということで入れさせていただきます。

【川井委員】

今の話は、ここに表現を入れてもあまり意味がないのではないかという気がするのですけれども、元の話ですよ。我々の審議会の資料にそれが入っただけではあまり意味がないので、元の話なので、この審議会と別のところで恐らく議論をされて、どういう運用をするかというのが決められていくのだろうと思いますので、ここに書けば、それで何とかなるというものではないのではないかという気がいたします。

【仮野会長】

これは既に市議会でも議論されたものなのですか。

【指導室長】

議会で質問を受けて、今後、こういうふうになりますという説明はしてありますけれども、ただし、これ、法律で決められて、都でも決められて、区市町村でしっかり決めてやりなさいということで、管理運営規則というところでしっかりと

定義してやるものなので、そういうことです。

【仮野会長】

なるほど。我々審議会でこういう意見があったというのは、記録に残るわけですから、それはそれとして1つの意見として、僕は全く無意味だとは思わないですけれども、それを受けて、今まさに担当課もそういうふうに補助的という考え方を採用されると言ったわけですから、それはそれとして、1つの我々の主張を受け入れてくれて、それが記録として、あるいは実態的な運用に関して生かされるということになるわけですから、それはそれとして1つの意味のあることだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

【川井委員】

ちょっと納得し難いところがありますけれども、この案件の内容をどこか書き直すということですか。それを求めるということですか。

【仮野会長】

案件の書き直して、どこに、何を、というのは考えてもらって。

【川井委員】

いや、今、そういうお話だったのですけれども、どこかにそういうことを入れてほしいという話があったので、それはどこにどういうふうにするのかなど。それを審議会にかける案件に書くということの意味がどういうことなのかということなんです。

【仮野会長】

なるほど。

【総務課長】

補足も含めて説明いたします。

そもそも、例えば117ページの案件14のシステムについてという四角囲いの中というのは、これは総務課長が説明するものを追いやすように字に起こさせていただいたものです。どのくらい昔か分からないのですけれども、随分前には口頭で説明をしております、委員から「非常に分かりづらいので、紙で提出してほしい」というお話があったかと記憶しております。そして、当日説明する事項について四角囲いでこのように表記させていただいているものです。

ですので、審議会の皆様に届出を承認いただいたり、諮問について御審議いただく内容ではないというふうに御説明させていただきます。

今回のICカードを用いた出退勤管理そのものが出退勤管理になるのではないかと誤解があるということなので、直せるとすれば、118ページの諮問

第30号、業務の目的のところですね。小中学校教員の出退勤について、従来の方法に加え、ICカードを用いた出退勤管理を行うなどの補記をすることは可能というふうに考えます。

【川井委員】

正確に書いていただくことには全く異論はありませんので。

【仮野会長】

皆さん、いかがでしょうか。今の総務課長の説明でよいと思います。

それでは、ほかに質問はありますか。特にないようですので、承認といたします。

次の案件の説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、120ページを御覧ください。案件15「小金井市立学校における携帯型情報端末について」、学務課及び指導室の案件でございます。

本件は、平成29年度第4回審議会にて承認いただいたオンライン接続に関する諮問事項の変更に係る諮問案件です。

市では、国の推進するGIGAスクール構想に対応し、ICT機器を活用した市立学校の児童・生徒に対する学習の個別化を実施するため、児童・生徒一人につき一台の携帯型情報端末を整備します。

それに伴い、これまで使用場所としては学校内のみを想定しておりましたが、一定のセキュリティ措置を施した上で、家庭等、学校の外でも使用できるような構成に変更するため、追加の諮問を行います。

1 市内公立小学校、中学校の全14校に児童・生徒一人につき一台ずつの携帯型情報端末を設置し、写真や動画等を活用した授業を行います。

2 これまで学校内に限って想定していた使用場所を、家庭等のインターネット環境も含めて想定し直すことで、感染症の蔓延防止のために実施される学校閉鎖等の措置にも対応できるようにします。

3 他方、家庭の無防備なインターネット環境から有害サイトやフィッシングサイトに児童・生徒が暴露することを防止するため、これまでセンターサーバに設置していたフィルタリング機能を、クラウドサービスを使用することにより外部化し、どのような環境下で利用しても安全に利用できるようにします。

これらの取組を行うにあたり、以前諮問をした内容と変更が生じたので、改めて諮問するものです。

121ページを御覧ください。諮問第31号です。オンライン結合の目的につ

いては平成29年度第4回審議会で諮問した際から変更はありませんが、今回はオンライン結合の内容のうち、下線部で強調している箇所について変更が生じるため、変更部分の諮問を行うものです。

なお、今回の変更によって個人情報の項目について変更は生じません。変更後のオンライン状況の参考資料として、122ページにセキュリティ対策に関する説明資料を付けております。

【白石委員】

携帯型端末を貸与するというのは分かるのですが、家庭にインターネット環境がない場合の対応というのはどういうふうになっていくか、ちょっとここだと読み取りにくいのですが、御説明いただけますか。

【学務係長】

前回の変更措置の際に関しましては、市でモバイルルーターと言われるインターネットに接続するための機器を一定お配りさせていただいて、そちらで対応いただいたという経緯がございます。ただ、台数も限りがございますし、そちらはどういった使い方が家庭でされるかというのが、なかなか管理が難しいというところもございます。今、学校でこれに併せて、これまであったネットワークをさらに強靱化させるというような作業を行っているところでして、今回の作業においては、例えばこれまで入っていなかった体育館ですとか、そういった大型の教室にもインターネットに接続できるような機器を設置していくような方針であります。

今、家庭にインターネット環境がないお子さんに関しましては、これまでの教育委員会の調査で、1校当たり多くても40名程度ぐらいがいらっしゃるというようなことが分かってきているところなのですけれども、逆に言えば、40名の家庭に環境がないお子さんについては、その期間に学校に登校していただいても、例えば体育館などの大型の部屋の中で学習していただくことによって、三密の状況を避けながら学習していただくことはできるというふうに思っておりますので、逆に家庭に環境がないお子さんには登校していただいて、学校で間隔を取って勉強していただくというふうに考えております。

【白石委員】

情報公開・個人情報審議会のテーマとイコールの問題ではないので、そこまで結構です。確実に収入格差の問題が反映されてしまうのですよね、実際は。

【仮野会長】

オンライン結合する個人情報の項目の中に、「容姿(写真等)」とあるけれども、

当然ながら容姿も映るという意味ですか、当然ながら。ID、パスワード、学校等情報（学校名）、これは当然だから、それはそうですね。

これはもう本当にオンライン化がどんどん進んでいくという話ですね。

ほかに御質問はありますか。特にないようですので、本案件を承認することといたします。

それでは、次の案件へ移りましょう。

【総務課長】

それでは、123ページを御覧ください。案件16「小金井市小中学校連合作品展受付業務委託について」、指導室の案件でございます。

教育委員会は、児童生徒の作品を展示することで日頃の学習成果を発表、鑑賞することを通して創造活動の能力を伸ばすとともに、豊かな情操を養うことを目的として、小金井市小中学校連合作品展を実施しています。

今年度は、令和3年1月22日から26日までの5日間にかけて、「小金井宮地楽器ホール」の小ホール及び市民ギャラリーにて開催する予定ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場が規定する対策をとりつつ実施する必要があることから、例年は会場受付を各学校の教員による当番制で行っていましたが、受付の業務内容が煩雑化することが見込まれ、かつ従事する人数を増やす必要が生じています。よって、当作品展を実施するにあたり、十分な感染防止対策を行い、来場者が安全、安心に鑑賞できるよう受付業務を委託することを検討しています。

本委託を実施するに当たり、個人情報事業者が取り扱うこととなることから諮問するものです。

124ページを御覧ください。諮問第32号です。委託する業務の目的、内容、個人情報の項目につきましては、諮問書に記載のとおりです。委託諮問に関する参考資料として、125ページ、126ページに本件委託に関する委託仕様書（案）、127ページから130ページには、本件委託に関する個人情報取扱特記事項を付けております。

【町田委員】

宮地楽器ホールの受付のために、今までは教員が、授業を行っている時間帯に授業をせずに、受付のために今日は授業なしねということで行っていたわけなのです。それから、土曜や日曜もそうです。土曜にも出勤をして、日曜日にも出勤をして、授業ではないことに力を注いでいたという現状があったものですから、それに対してこういうことをやっていただけるというのは、先ほどの働き方改革

で言えば、どんどんやっていただきたいものの1つが実現しているので、コロナに限らず、今年だけということなのですか、これを読み取ると。例年こういうふうにいただければありがたいなと思います。

【指導係主任】

今のところまだ、業務については予算要求の時期でもありますし、確実なことは申し上げられないのですが、担当課としては引き続き検討してまいりたいと思っております。

【仮野会長】

教員の働き方改革が進めば進むほど、こういう民間委託が進むのではないでしょうか。

ほかに御質問はありますか。特にないようですので、本案件は承認したいと思います。

次、最後の案件へ進みましょう。

【総務課長】

131ページを御覧ください。案件17「感染症感染拡大予防業務（図書館）について」、図書館の案件でございます。

図書館が「おはなし会」等の各種行事を実施する際には、参加者の方の連絡先に関する個人情報はいただかない形で運用しています。

このたび、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、仮にこれらの参加者で感染が発生した場合に備えるため、保有の届出をするものです。

内容につきましては、先ほどの案件5、7、13同様となっております。

132ページを御覧ください。届出番号36-22です。個人情報の内容は、氏名、電話番号の2項目です。

133ページには、使用する様式を参考資料として付けております。

【仮野会長】

これも保存年限1年ですので、先ほど同様、御判断をよろしく申し上げます。コロナ対策は本当に大変ですね。

他に御質問はありますでしょうか。特にないようですので、これで本案件を承認いたします。

以上で本日の届出報告・諮問事項の審議を終了します。

次に、事務局から「その他の報告」についての説明をお願いします。

【総務課長】

それでは、140ページを御覧ください。「令和元年度情報公開条例及び個人

情報保護条例の運用状況について」を御説明いたします。

こちらにつきましては、例年であれば6月の市議会定例議会にて報告し、その後、ホームページ等で公開するという運用をしておりました。しかしながら、今年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、4月から一定期間、市職員の交代勤務を実施したことから、6月の定例議会への報告が困難となりました。今年度限りの特例規則を制定し、報告期限を9月まで延長いたしました。このため、今年度は9月の定例議会において運用状況を報告し、9月中に市ホームページ等で公開を行いました。

内容につきましては、御覧いただけたらと思いますが、1点だけ説明いたします。163ページ以降には、平成30年11月に小金井市情報公開・個人情報保護審査会へ諮問された情報公開請求に関する審査請求についての答申書の写しを付けております。情報公開・個人情報保護審査会への諮問は、平成23年度を最後に、審査請求を行う者がいなかったため、しばらく行われておりませんでした。しかし、平成30年度に諮問が行われた結果、平成31年4月に情報公開・個人情報保護審査会から市長への答申書の提出があったことから、令和元年度の運用状況に添付して報告を行ったものです。

今後も情報公開・個人情報保護審査会への諮問が行われ、市長への答申書の提出があった場合には、運用状況に添付して報告を行います。

【仮野会長】

この審査請求は詳細に読む時間がなかったのですけれども、一言で言うかどうかという内容ですか。

【情報公開係長】

家の前を下水工事したときに、その工事の申請を工事業者がするのですけれども、その申請書についてどういう書類があったかというのを公開してほしいという請求に対する決定がありまして、本人が知りたい部分は黒塗りの部分がありましたので、それに対して公開してほしいという審査請求がありました。

請求があって回答して、例えば工事をするのに同意書とかをつけていたりすることがあるのですけれども、その同意している人について黒塗りにしたり、あとは、工事するとき現場責任者の下請けの会社は誰かとかいうところを黒塗りにしたり、一部、これの請求によって開示された部分もあるのですけれども、黒塗りにされた部分が、請求された人いわく、納得いかなかったということで、審査請求まで行ったということです。

【仮野会長】

なるほどね。分かりました。

非公開とする場合は、その具体的理由を明示することが望ましいというのは御意見のとおりですね。分かりました。

この件については御意見、御質問はございますでしょうか。

特にないようですので、この案件については終了し、最後に事務局より次回の日程について説明をお願いいたします。

【総務課長】

次回の日程につきましては、小金井市議会議員選挙が予定されていることから、令和3年第1回小金井市議会定例議会は例年の日程よりずれ込み、審議会の開催時期を後ろ倒しとさせていただきたく存じます。令和3年3月11日木曜日、18時から当会議室をお取りしておりますけれども、皆様の御都合がよろしければお願いいたしたいと思っております。

【白石委員】

3・11。

【仮野会長】

3月11日木曜日。

【白石委員】

厳しいですね。

【仮野会長】

よろしいでしょうか。白石委員、何か問題がありますか？

【白石委員】

いや、10年ですよ。ちょっと私、いろいろやっているのでもしかしたらかぶってしまう。その場合はしょうがない。小金井市議会議員選挙もあるし、個人の事情でどうこうではないです。

【仮野会長】

それでは、いろいろ御事情もありますでしょうが、よろしく御出席のほどお願いいたします。

長時間にわたりありがとうございました。今日はこれにて散会したいと思います。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

— 了 —